

「かすがい新生児特別給付金」の支給 ～コロナ禍での市独自の子育て支援を継続します～

1 目的

コロナ禍における出産後の子育て世帯の負担を軽減するため、令和3年度においても引き続き新生児を対象とした給付金を支給します。

2 支給対象の新生児

- (1) 年齢要件 令和3年4月1日から令和4年4月1日までに生まれた新生児
- (2) 住所要件 出生により春日井市に住民登録がされた新生児

3 申請見込み件数

約2,700件

4 支給対象者

支給対象となる新生児の父又は母
(新生児の出生日に市内に住民登録がある者)

5 給付額

新生児1人当たり30,000円(1回限り)

6 予算額

82,000千円

[内訳]

事業費 81,000千円 (30,000円×2,700人)

事務費 1,000千円

※ 財源については、新型コロナウイルス対策を目的に選択して寄附いただいたふるさと納税を活用いたします。